

平成24年5月1日 国土交通省土地·建設産業局

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び 「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 の一部を改正する告示」について

1. 背景

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業(すなわち保険未加入企業)が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図る必要があります。

また、昨今、我が国建設企業の活動範囲が国内外を問わず拡大している中で、外国における建設工事の受注に際し、進出先国の規制により子会社を設立しなければならない場合や、子会社により現地に根付いた事業活動を行う場合があることから、外国子会社の経営実績を適正に評価するとともに、我が国建設企業の海外進出意欲の醸成を図ることが求められています。

こうした状況にかんがみ、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間とりまとめ(平成24年1月27日)等を踏まえ、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。)について、所要の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

2. 概要

(1)建設業における社会保険未加入問題への対策

【別添1参照】

①建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加 (規則第4条及び様式(新)第20号の3関係)

許可行政庁が、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条に基づく許可(許可の更新を含む。)の申請時に、保険加入状況の確認、指導等を行うため、法第6条第1項に基づく申請書の添付書類として、健康保険等の加入状況 *** を記載した書面の提出を求めることとし、当該書面の様式を整備する。

(※)「健康保険等の加入状況」とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法(昭和29年法律115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届出の状況をいう。以下同じ。

②施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加

(規則第14条の2及び第14条の4関係)

特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、法第24条の7第1項に基づき特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項及び同条第2項に基づき下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に、健康保険等の加入状況を追加することとする。

③経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化 (規則様式第25号の11及び第25号の12並びに告示第1の4の1及び付録第2関係)

法第27条の23に基づく経営事項審査(以下単に「経営事項審査」という。)に おいて、社会性等(労働福祉の状況)に係る評価の項目及び基準を次のとおり見直す。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」 に区分し、各項目ごとに審査することとする。(規則及び告示第1の4の1)
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合 それぞれ40点の減点(3保険に未加入の場合120点の減点)とする。(告示付 録第2)

【別添2参照】

[※] 建設業における社会保険未加入問題への対策については、行政、元請企業、下請企業など 関係者が一体となって、総合的対策を実施し、実施後5年を目途に、企業単位では許可業者 の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこととしています。

(2)経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価

(規則様式第25号の11及び告示附則関係)

経営事項審査において、本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とすることとする。

- ・外国子会社の完成工事高
- 親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額

(3) その他

その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布 平成24年 5月1日

施 行 平成24年 7月1日(2.の(1)③及び(2)・(3)関係) 平成24年11月1日(2.の(1)①2関係)

<u>4.参照資料</u>

・中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会 「中間とりまとめ」(平成24年1月27日)

http://www. mlit. go. jp/common/000189925. pdf (「社会保険未加入問題への対策」P8~9)

·中央建設業審議会(平成24年3月14日)

http://www.mlit.go.jp/common/000204540.pdf (「経営事項審査の審査基準の改正について」)

【問い合わせ先】

国土交通省 土地·建設産業局 建設業課 企画専門官 佐藤

03-5253-8111(代表) 03-5253-8277(直通)

(許可関係) 許可係長 石島(24718)

(経営事項審査関係) 経営指導係長 大越(24734)

(その他全般) 法規係長 井上(24754)

《参考資料②》

(旁線の部分は牧正部分)

第十一号、第十二号、第十四号及び第十七号に掲げる書類については書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、号、第七号から第十二号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二	、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号号、第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二
て新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当しわらず、同項第二号及び第七号から第十七号までに掲げる書類の提出の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかか	ない。
る者を除く。)が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外2.一般建設業の許可を申請する者(一般建設業の許可の更新を申請す面....................................	を除く。)が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業般建設業の許可を申請する者(一般建設業の許可の更新を申りに対する。
十七 別記様式第二十号の三による主要取引金融幾関名を記載した書	十八 別記様式第二十号の四による主要取引金融幾関名を記載した書元、(以下「健康保険等の加入状況」という。)を記載した書面、第百十六号)第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状第百十六号)第七条の規定による被保険者となったことの届出の状年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条の規定によ十号)第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生
(新設) 一〜十六 (略) 「〜十六 (略) 「会ものとする。 (法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲	十七 別記様式第二十号の三による健康保険法(大正十一年法律第七一〜十六 (略) 第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲(法第六条第一項第六号の書類)
現行	改正案
(傍線の部分は改正部分)	

については、その記載事項に変更がない場合に限る。

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は 次のとおりとする。

- 制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ 作成特定建設業者(法第二十四条の七第 一項の規定により施工体
- 。)に関する次に掲げる事項

健康保険等の加入状況 許可を受けて営む建設業の種類

(略)

前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ・ロ 健康保険等の加入状況 (略)

兀 略)

 $\frac{2}{5}$

(略)

次のとおりとする。

及び当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからへまでむ者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は

(再下請負通知を行うべき事項等)

に掲げる事項

2 9 略

> 第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は 次のとおりとする。 (施工体制台帳の記載事項等) 制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。)が許可を受けて営む建設業の種類 作成特定建設業者(法第二十四条の七第

一項の規定により施工体

以下同じ

その記載事項に変更がない場合に限る。

三

前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

兀 (略)

2 \ 4 (略)

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項 (再下請負通知を行うべき事項等)

次のとおりとする。

<u>―</u>む者に関する第十四条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項<u>並び</u> に当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからへまでに 掲げる事項 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営

2 9

- 2 -

様式第二十号の三(第四条関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

学 类正 の 女 私	公子 岳 本广		保険加入の有無	★ ₩ = C Φ 和 = 1 □ #*					
営業所の名称	従業員数	健康保険	厚生年金保険	事業所整理記号等					
					健康保険				
	人				厚生年金保険				
	(人)				雇用保険				
					健康保険				
	人				厚生年金保険				
	(人)				雇用保険				
					健康保険				
	人				厚生年金保険				
	(人)				雇用保険				
					健康保険				
	人				厚生年金保険				
	(人)				雇用保険				
					健康保険				
	人				厚生年金保険				
	(人)				雇用保険				
合計	人								
	(人)								

記載要領

- 1 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 2 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を 記載すること。() 内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。) の人数を内数として記載すること。
- 3 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 4 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 5 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 6 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 7 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第 8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 8 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号) 第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

《参考資料 ④》

(傍線の部分は改正部分)

改正案

別記様式第二十五号の十一

別表 (2)

コード	処理の種類
1 0	(略)
1 1	(略)
1 2	(略)
1 3	(略)
1 4	(略)
1 5	(略)
1 6	(略)
1 7	(略)
1 8	(略)
1 9	(略)
2 0	(略)
2 1	(略)
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

別記様式第二十五号の十一 別表 (2)

コード	処理の種類
1 0	(略)
1 1	(略)
1 2	(略)
1 3	(略)
1 4	(略)
1 5	(略)
1 6	(略)
1 7	(略)
1 8	(略)
1 9	(略)
2 0	(略)
2 1	(略)

別紙三



その他の審査項目(社会性等)

労働福祉の状況	es 22	
雇用保険加入の有無	4 1	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4 2	[1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3	[1有、2.無、3.連用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	[[1.有、2.無]
退職一時金制度著しくは企業年金制度導入の有無	4 5	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	[1.有、2.無]
建設業の営業継続の状況		
営業年数	4 7	3 5 (年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	48	FOCOPY (編章) を共からめる日 依果等期間 (編章 (組織変更等)
防災活動への貢献の状況		
防災協定の締結の有無	4 9	。
法令遵守の状況		
営業停止処分の有無	5 0	[1.有、2.無]
指示処分の有無	5 1	[1.有、2.無]
建設業の経理の状況		
監査の受審状況	5 2	3 [1.会計整査人の設置、2.会計参与の設置、 3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無
公認会計士等の数	5 3	å,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
二級登録経理試験合格者の数	5 4	<u></u>
研究開発の状況		
研究開発費(2期平均)	5 5	Ů
		審 査 対 象 事 業 年 度 事並対象事業年度の前署並対象事業年
		(千円)
建設機械の保有状況		
建設機械の所有及びリース台数	5 6	· (台)
国際標準化機構が定めた規格によ	る登録	の状況
IS〇9001の登録の有無	5 7	3 (1.有、2.無)
IS○14○○1の登録の有無	5 8	(1.有、2.無)

別紙三

別紙三



その他の審査項目(社会性等)

労働福祉の状況	循册	
雇用保険加入の有無	項 番 4 1	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	4 2	[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 3	[1.有、2.無]
退職一時金制度著しくは企業年金制度導入の有無	4 4	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 5	』 [1.有、2.無]
建設業の営業継続の状況		
営業年数	4 6	3 5 (年)
		田の下戸「(最後) セオルとやボル 休菓等期間 備考(組織変更等) 日本 年 か月
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 7	[1.有、2.無]
		R生+校又は東生手機動能交互 再生计器又は東生計画回引目 概生手续又は更生手機終続決定日 中域 年 月 日 中域 年 月 日
防災活動への貢献の状況		
防災協定の締結の有無	4 8	[1.有、2.無]
法令遵守の状況		
営業停止処分の有無	4 9	[1.有、2.無]
指示処分の有無	5 0	[1.有、2.無]
建設業の経理の状況		
監査の受審状況	5 1	3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、 3.経理処理の適正を確認した旨の考類の提出、4.無
公認会計士等の数	5 2	j, j (u)
二級登録経理試験合格者の数	5 3]]] (Y)
研究開発の状況		
研究開発費 (2期平均)	5 4	³ (4円)
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		(千円)
建設機械の保有状況		
建設機械の所有及びリース台数	5 5	3 (台)
国際標準化機構が定めた規格によ	る登録	の状況
IS〇9001の登録の有無	5 6	[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	5 7	[1.有、2.無]

記載要領

- 2 4 1 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に<u>対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の</u>雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 4 2 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 3 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 4 4 年 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、 勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している 場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 4 5 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査 基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該 当しない場合は「2」を記入すること。
- (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
- (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
- (3) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
- (4) 厚生年金基金が設立されていること。
- (5) 法人税法(昭和40 年法律第34号)に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
- (6) 確定給付企業年金法 (平成 13 年法律第 50 号) に規定する確定給付企業 年金が導入されていること。
- (7) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入

記載要領

- 2 4 1 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについて<u>の資格取得届を</u>公共職業安定所の長に<u>提出して</u>いる場合は「1」を、<u>提出して</u>いない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 4 2 「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務所長(健康保険にあつては、健康保険組合を含む。)に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。(新規)
- 4 3 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 4 4 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
- (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
- (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
- (3) 所得税法施行令(昭和40 年政令第96 号)に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
- (4) 厚生年金基金が設立されていること。
- (5) 法人税法(昭和40 年法律第34 号)に規定する適格退職年金の契約が 締結されていること。
- (6) 確定給付企業年金法(平成13 年法律第50 号)に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
- (7) 確定拠出年金法(平成13 年法律第88 号)に規定する企業型年金が導

されていること。

- 7 4 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22 年法律第50号)に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 4 7 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成 23 年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 4 8 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23 年4 月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 4 9 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11 5 0 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28 条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 5 1 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28 条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 ②「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 14 5 3 「公認会計士等の数」及び 5 4 「二級登録経理試験合格者の数」 の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税

入されていること。

- 6 4 5 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22 年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 7 4 6 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23 年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続終結の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 8 4 7 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成 23 年 4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 4 8 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 10 4 9 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 11 5 0 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第 28 条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 5 2 「公認会計士等の数」及び 5 3 「二級登録経理試験合格者の数」 の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税

理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。

- 15 5 「研究開発費 (2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 16 5 6 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、 自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が 定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和 29 年政令第294 号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及び トラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。
- 18 5 8 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、 国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範 囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られて いる場合を除く。)は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。

- 14 5 4 「研究開発費 (2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 15 5 5 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。
- 16 5 6 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、 国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合(登録範囲 に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られてい る場合を除く。)は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 17 5 7 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、 国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

別記様式二十五号の十二

様式第二十五号の十二(第十九条の九、第二十一条の四関係)

(用紙A4)

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

審査基準日 平成 年 月 日

電話 番 号 市 区 町 村 金 一 額 完成工事高/売上欄 行 政 庁 記 入

殿

24										[xtz #;	頁単位:↑	-1-1
1			総合評定値	完成工			請 完 成				一般 美	
न ह	建設工事の	種類	(P)	N年平均		- 詩完成王事高		技術				評点
9				111111111111111111111111111111111111111	(X ₁)	N年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	(Z)
	010	-	式									
	011 プレストレス	トコンクリ										
П	020 建 築	_	式									
П	080 大		I									
\neg	040 左		Ė									
	050 とび・土工・:	コンクリ、										
	051 法 面		理									
\dashv	060 在											
	070 屋		根									
\rightarrow			気		-							
-	080 TE		374									
_	090 管											
4	100 タイル・れん:											
	110 鋼 構	造	物									
4	111 鋼 橋	Ŀ	部									
	120 鉄		筋									
П	130 GE		装									
7	140 し ゆ ん	, tė	つ									
7	150 板		金									
7	160 ガ ラ		7									
1	170 🕸		装									
+	180 時		水		+							
+	190 内 装	仕	Ť.									
+	200 機 械 器		置									
+	210 00 10 10 68		经		_						_	
+	210 800 70		101									
4	220 電 気	通	信									
4	280 造		掛									
4	240 8 <											
4	250 建		具									
_	260 水 道	施	設									
4	270 消 防	施	EQ.									
	280 清 掃	施	颐									
П	そ の		他									
T	合	計										
						_						
L		及び利	益 額	数 値	点数		の審査項			数1	値 等	点数
ı	自己管	本 額				雇用	保険	fn λ.σ.	有無			
	利 益	額				健康	保険	加入の	有 無			
1	i∓	å	(X	,)			年 金 保					
							退職金井					
							を研究 おしく!					
	経営規模等評価の結果						労働災害和					
	総合評定値	を通知し	ます。				<u> </u>	往			Я.	
	OU DISTACIE					24 13	U 185	年				
			~						32.0		年	
		平成	年 月 日	r		民事再生	三法又は会社	E更生法の通	期の有無		年	
		平成	年 月 日	ı		民事再生	E法又は会社 業 の	上更生法の道 営	駅 開の有無 業 の	状 3	年	
		平成	年 月 日	t		民事再生 建 設 防 災	E法又は会社 業 の 協 定 の	・ 営 締結で	照 期の有無 業の の有無	状 3	足	
		平成	年 月 日	r		民事再生 建 股 防 災 防 災	法又は会社 業 の 協 定 の 活 動・	上更生法の通 第一緒(への一貫	照 期の有無 業 の の 有 無 「 献 の	状 3	足	
		平成	年 月 日	r		民事再生 建 股 防 災 防 災	法又は会社 業 の 協 定 の 活 動 ・	上更生法の通 質 締 結 (へ の 質 処 分 の	照 期の有無 業 の の 有 無 「 献 の	状 3	足	
		平成	年 月 日	ı		民事再5 建 設 防 災 防 災 常 業 指 元	法又は会社 業 の 協 定 の 活 動 ・ 停 止	上更生法の通 第一緒(への一貫	照 期の有無 業 の の 有 無 「 献 の	状 3	足	
		平成	年 月 日	ı		民事再5 建 設 防 災 防 災 常 業 指 元	法又は会社 業 の 協 定 の 活 動 ・ 停 ル・ 、 遊	世里法の通 第 結 (へ の 質 処 分 の 守	照 開の有無 業 の の 有 無 「献 の 「 献 の	状 3	足	
		平成	年 月 日	ı		民事再生 建 設 防 災 防 災 常 業 指 元 法	法又は会社 業 の 協 定 の 活 動 ・ 停 ル・ 、 遊	世里法の通 第 結 (へ の 質 処 分 の 守	照 開の有無 業 の の 有 無 「献 の 「 献 の		足	
		平成				民事再生 建 設 防 災 防 災 常 業 指 元 法	E法又は会社 業 の 協 定 の 活 動 ・ 停 性 、 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	E更生法の通 第 結 (へ の 分 の 分 の 守 審	関係 である できます かまま かまま かまま かまま かまま かまま かまま かまま かまま か		足	
		平成	年 月 E 印			民事再约 建 股 财 災 常 業 指 分 法 者 公 認	E 法又は会れ 業 の 協 定 の 活 動 ・ 体 処 ・ 注 の ・ 会 計	E更生法の通	無用の有無の 無 有 無 何 状 況 数	状 3 状 3 状 3	足	
		平成				民事再42 財 災	法文は会の 協語のの 持導の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	E更生法の通 ・ 第 の 分 の 守 審 等 格 の 分 の 守 審 等 格	照用の有無の無 の無 有 無 の 状 の 数数		年 R R	
		平成				民事再生 脱	法文業 のの 協語 停止 、	E更生法の通 ・ 第 4 6 6 7 7 9 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	照用の有の無での無での無での無での無での無での無でのは状でのがまる。 おおいま のまま はいま いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん		年 R R	
(平成				民事再生 建 股 防 災 防 災 業 指 元 法 4 監 型 业 企 級 設 建 研	法又は会然 協定 のの 協活 ゆ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を できます	無用の有無 の無 の無 不有 無 イ イ の の 大 の の 表 の で ままままままままままままままままままままままままままままま		年 足 足	
(:	参考) 82 年 9 年 10		яр	-	油管	民事再经 建 助 炎 防 炎 常 方 法 年 公 級 登 建 研 野	は文は会会 (本)	を (重生法の) (重生法の) (重生法の) (重生法の) (重要法の) (重法の) (重法の) (重法の) (重法の) (重法の) (重要法の) (重法の) (重法の	無無 の 無無 の 無無 の まままままままままままままままままままままままま		R R R	
	経営状況	平成	印經營	- 状 況	決算	民事再生 建 股 防 炎 常 素 活 看 公 認 量 建 設 班 到	 法文は会れる 協施 を動き 体 処 会経 変 最 変 関 の 所 有 	便生法の通締締のののの守審等者ををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををを	解業の無にの無にの無にの無にの無にの無にの無にの無にの無にの無にの無にの、無にの無無にに数数のの費と数は、「は数数のでは、」では、「はない。」ではない。」では、「はない。」ではない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」では、「はない。」は、「はない。」は、「はない。」は、「はない。」は、「はない。」は、「はない。」は、「はない。」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、」は、は、は、は、		年 R R R	
	経 営 状 況 支 払 利 息 比 率		印 経 賞 曽己資本対配	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	決算	民事再经 建	は会なののの 業定ののの が、変に、 を必要である。 を多数で、 ののでは、 を多数で、 には、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のでは、	を担実を表す。 (単一) (単一) (単一) (単一) (単一) (単一) (単一) (単一)	が無い 有の無の無無にいる。 では、一般には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	状 3 状 3 状 3 状 3 状 3	年 R R R	
	経営状況 支払利息比率 債回転期間		部	状 況 1定資産比率 本 比 率	決算	民事再名 建 股 防 災 首 力 法 型 公 認 上 股 財 股 財 股 財 股 理 股 理 股 理 股 財 股 理 股 財 区 財 日 区 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 区 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	法文は会 業 のの 活 停 処 3 多経 業 の 2 多	を ・ 接続の分の守審等を ・ 対し、 は、 質の での ない は、 質に でいます は でいます は でいます でいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます は	が 前葉の無の無無の 有の無の無無のののでは、のののでは、のののでは、では、のののでは、では、のののでは、では、のののでは、では、のののでは、では、のののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	状 3 状 3 状 3 状 3	年 R R R	
1	経 営 状 況 支 払 利 息 比 率 債 回 転 期 間 資本売上総利益率		経 営 営 営 営 営 産 対 目 己 産 友 営 営 業 キャッ	状 況 定資産比率 本 比 車 シュフロー	決算	民事再路 股	注 文は 会	は更生法 「生生」 「生生」 「はいっかのので、一般を経り、 「はいっかのので、一般では、 「はいっかので、 「はいっかで、 「はいっなで、 「はいっなで、 「はいっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、	「「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」 「		年 足 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄	
	経営状況 支払利息比率 債回転期間		印 超 當 當 自己資本村 自己資本 对 国 富 莱 辛 证 勇	状況 定資産比率 本 比 平 エフロロ 1 余	決算	民事再路 股	注 文は 会 で	は更生法 「生生」 「生生」 「はいっかのので、一般を経り、 「はいっかのので、一般では、 「はいっかので、 「はいっかで、 「はいっなで、 「はいっなで、 「はいっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、	が 有の無の無無に数数の費数の無無を が表すする。 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 がある。 がる。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が		年 R R R 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
1	経 営 状 況 支 払 利 息 比 率 債 回 転 期 間 資本売上総利益率		経 営 営 営 営 営 産 対 目 己 産 友 営 営 業 キャッ	状況 定資産比率 本 比 平 エフロロ 1 余	決算	民事再路 股	注 文は 会	は更生法 「生生」 「生生」 「はいっかのので、一般を経り、 「はいっかのので、一般では、 「はいっかので、 「はいっかで、 「はいっなで、 「はいっなで、 「はいっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、	「「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」 「		年 足 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄 兄	
1	経 営 状 況 支 払 利 息 比 率 債 回 転 期 間 資本売上総利益率	決算	印 超 當 當 自己資本村 自己資本 对 国 富 莱 辛 证 勇	状 況]定資産比平 本 比 平 シュフロー リ 余 金 (Y)		民事再路 股	注 文は 会 で	t.更生宝質に対しています。 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	が 有の無の無無に数数の費数の無無を が表すする。 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 がある。 がる。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が		年 R R R R R (W)	
) 注	経 営 状 況 支 払 利 息 比 率 債 回 転 期 間 資本売上総利益率		部 経 宮間 日日 日本	状 況 定資産比率 本 比 車 シュフロー リ 余 金 (Y)	決算	民事再经 建 股 災 防 災	三法文は会のの (会)	は更生法 「生生」 「生生」 「はいっかのので、一般を経り、 「はいっかのので、一般では、 「はいっかので、 「はいっかで、 「はいっなで、 「はいっなで、 「はいっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、 「しっなで、	の	状 3 状 3 状 3 状 3 状 3 状 3 状 3 ほ か 状 3 日	年 R R R R R (W)	貨
	経営状況 支払利息比率 債面 転期間率 と高経常利益率	決算	印	接 況 定資産比率 本 比 平 シュフロ・ リ 余 金 (Y)	失算 声	医事 再	注、文は会会 東 の の	t.更生宝質に対しています。 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	開業の有職有無の無無無いのののでは、「一個のでは、「」」では、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「」」では、「一個のでは、「一個のでは、「」」では、「一個のでは、「」では、「」のでは、」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、「」のでは、」のでは、「		年 R R R R R R (W)	火質
3	経 宮状 況 支払 利息比 中間 位 回 転 期間 資本売上総利益率 上高 経 常利益率 料 目 定 資 座 動 負 債	決算	印	状況 記を選集比率 シュプロッ ・ 余金 (Y)	快算 売	医事	E 法 又は会会 変 数 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	t.更生宝質に対しています。 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	開業の有の無所である。 有の無所であるの無無には、ののの無無である。 「おおおいます」である。 「おおいます」である。 「おおいます」である。 「おいます。 「おいまする。 「もっと。		年 R R R R R (W)	党
2	経営状況 支払利息比率 債面 転期間率 と高経常利益率	決算	印	状況 記を選集比率 シュプロッ ・ 余金 (Y)	失算 声	医事 再	E 法 又は会会 変 数 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	t.更生宝質に対しています。 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	開業の有の無所である。 有の無所であるの無無には、ののの無無である。 「おおおいます」である。 「おおいます」である。 「おおいます」である。 「おいます。 「おいまする。 「もっと。		年 R R R R R (W)	党

「マニュニョン・デュニ」 ● 「自己資本額」の欄に「*」がある場合には、自己資本額款値の覧出において 2期平均を採用した場合の評点または数値。 ● 「行政庁配入権」については、当該連転業者の営業に関する事項、搭置状況に関する事項で、特配すべきことがあれば適宜記載するものとする。

別記様式二十五号の十二

様式第二十五号の十二(第十九条の九、第二十一条の四関係)

(用紙A4)

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

許可 号 審査基準日 平成 年 月 日

電話番号 市区町村コード 資本金額 完成工事高/売上高 行政庁記入欄

[金額単位:千円]

Ť		総合評定値	完成工							厳 負 数	
	建設工事の種類	(P)	N年平均	評点	元請完成王章高		技術		1 数		
>		(.,)	14-17-0	(X_t)	N年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	-
	010 土 木 一 戸										
	011 プレストレストコンクリー1										
	020 建 鎬 一 3	ů.									
	030 大	:									
	040 左 T										
	050 とび・土工・コンクリー1										
	051法 面 処 3	ŧ.									
	nen 石										
	7070 屋 村	Į.									
٦	080 電										
Ī	090 管										
	100 タイル・れんが・ブロック	,									
	110 鋼 構 造 *)									
	111 鋼 橋 上 音	Б									
	120 鉄 第										
	190 GE %	LV									
	140 し ゆ ん せ ~										
	150 板 金	È									
	160 ガ ラ ご	,									
	170 塗 装	t e									
	180 時 2								1		
	190 内 装 仕 _										
	200 機 械 器 具 設 品	i.									
	210 熱 絶 和										
	220 電 気 通 f										
	230 造										
	240 전 〈 #										
Ī	250 建										
	260 水 道 施 目										
	270 消 防 施 日										
Ī	280 清 掃 施 🖁										
	そ の fi	1									
	合 計										

自己資本額及び 自己資本額

経営規模等評価の結果 を通知します。

固定資産

平成 年 月 日

その他の審査項目(社会性等) 雇用保険加入の有無 健康保険及び厚生年金保険加入の有無 護点 建設業退職金共済制度加入の有無 使職一声金属水戸しくは金属年金属水準入の有無

法定外労働災害補償制度加入の有無 労働福祉の状 富業年数
 指示
 数分の有無

 指示
 数分の有無

 法令運守の状態

 監査の受審状況

 公認会計士等の数
 - ww お 計 士 等 の 数 二級登録経理試験合格者の数 建 設 業 の 557 | The state of th 保有等の状況 の登録の有無

純支払利息比	車	自己	資本対	打固定	2資産	凡率		建	EQ.	棋	様	a)	保	有	等	0	状	泥	
負债回転期	間	自	己 3	隺 本	比比	華		I	S	0 9	0	0 1	の登	: 緑 :	の有	無			
総資本売上総利益	率	営業	中中	ッシ	ュフ	□ ~		I	S	0 1	4 0	0 :	l のき	支録	の有	無			
売 上 高 経 常 利 益	車	利	益	#1	余	金		国网	標	単化す	影構:	が定	めたり	机格	c.k. a	S 發	緑のお	非況	
		評	,	Ę.	(,	Y)				評					点			-	
私 目	油質	10		Ħ	$ \Gamma$		油/笛	13L		Ħ	T =		油笛	$\neg \neg$	- 1	N.	B	-T	

Ī	1				1	Ŧ		,d	i.	(W)		
Ξ		科		E			決算		科	目		決算
		Ŀ	総	7	ı	益		経	常	利	益	
	Ą	利	息	配	当	金		営業	ねがっ	ファー(当	期)	
Ξ		払		利		息		當業	キャッシュ	.) か-(前	期)	

総資本(前期) ●「自己資本額」の欄に「*」がある場合には、自己資本額数値の算出において2期平均を採用した場合の評点または数値。

総資本(当期)

●「行政庁記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。